体育館利用者心得

埼玉県立浦和特別支援学校

体育館の利用に際しては、施設･設備･用具を大切に扱い、安全･清潔･整理･整頓に努め、使用規定及び使用心得を十分に遵守するよう心がけねばならない。

なお管理指導員及び学校職員の指示に従わない場合や利用者心得を守らなかった場合は、利用を禁止することがある。

1　施設利用時は、必ず利用許可証を管理指導員に掲示すること。
2　次の場所には、特に許可された場合を除いて立ち入らぬこと。
　ステージ下椅子収納庫・放送室・体育教官室・格技室・ギャラリー等
　また、体育館内の設備、用具等には、みだりに手を触れないこと。
3　体育館内での飲食は、水分補給のための飲料以外は原則として禁止とする。特に必要のある場合は、管理指導員の指示に従うこと。また、校内での飲酒・喫煙は厳禁とする。
4　利用後は必ず清掃し、設備用具の整理整頓に努め、管理指導員の点検をうけること。
5　施設・設備・用具等の使用に際しては、説明書がある場合はそれに従い、それ以外は管理指導員及び学校教職員の指示に従う。椅子や用具で床面を傷つける恐れのある場合は、マットやラバー等を貼るなど注意すること。
6　施設整備を破損した場合は、必ず管理指導員に報告し、その指示を受けること。
7　体育館内の用具・機材等を館外へ持ち出すことを禁止する。特に必要な場合は、校長へ届け出るものする。校外へ持ち出す場合は、校長に許可願を提出し、承認を受けて行うものとする。
8　体育館内外の貼り紙を禁止する。釘等も打たないこと。特に必要な場合は、校長の許可を受け、その指示に従うこと。
9　体育館では、体育館シューズ等上履きを使用すること。
10　体育館内における火気の使用を禁止する。特に必要のある場合は、事前に校長の許可を受け、管理指導員の指示に従うこと。
11　照明が必要な場合は、節電に留意すること。また、使用時間に応じた照明料を納入すること。
12　利用許可申請書を他人に譲渡又は転貸しないこと。
13　指定された場所以外には、自転車、バイク、自動車等を乗り入れまたは駐車しないこと。
14　本校の電話の利用及び呼び出しは、原則として行わないこと。
15　ゴミは、必ず持ち帰ること。
16　体育館の解錠、施錠並びに消灯の確認は、管理指導員が行う。
17　体育館の利用にあっては、危険防止に十分注意するとともに、事故防止に特に留意しなければならない。
18　その他、管理指導員の指示に従うこと。

校庭利用者心得

埼玉県立浦和特別支援学校

校庭の利用に際しては、施設･設備･用具を大切に扱い、安全・清潔･整理･整頓に努め、校庭開放規定及び利用者心得を十分に遵守するよう心がけねばならない。

なお、管理指導員及び学校教職員の指示に従わない場合や利用者心得を守らなかった場合は、利用を禁止することがある。

1　施設利用時は、必ず利用許可証を管理指導員に掲示すること。
2　校庭へは、指定された場所から出入りする。
3　校庭でスパイクの使用はしない。
4　施設・設備・用具等の使用に際しては、説明書がある場合はそれに従い、それ以外は管理指導員及び学校教職員の指示に従う。テント等使用する場合等、トラックのラバー、芝生を損傷することのないよう十分に注意する。
5　施設整備を破損した場合は、必ず管理指導員に報告し、その指示を受けること。
6　校庭内の用具を、校外に持ち出すことを禁止する。特に必要な場合は校長へ許可願いを提出し、承認を得て行うものとする。
7　校庭のフェンスへの貼り紙を禁止する。特に必要な場合は、校長の承認を受けその指示に従う。
8　校庭での飲食は、原則として水分補給のための飲料以外は原則として禁止とする。特に必要のある場合は、管理指導員の指示に従うこと。校内での飲酒・喫煙は厳禁とする。
9　校庭における火気の使用を禁止する。特に必要のある場合は、事前に校長の許可を受け、管理指導員の指示に従うこと。
10　利用後は、設備用具の整理整頓に努め、管理指導員の点検をうけること。
11　利用許可申請書を他人に譲渡又は転貸しないこと。
12　指定された場所以外には、自転車、バイク、自動車等を乗り入れまたは駐車しないこと。
13　本校の電話の利用及び呼び出しは、原則として行わないこと。
14　ゴミは、必ず持ち帰ること。
15　解錠、施錠の確認は、管理指導員が行う。
16　校庭の利用にあたっては、危険防止に十分注意するとともに、事故防止に特に留意しなければならない。
17　その他、管理指導員の指示に従うこと。

プール利用者心得

埼玉県立浦和特別支援学校

　プールの利用に際しては、施設･設備･備品を大切に扱い、安全･清潔･整理･整頓に努め、使用規程及び利用者心得を十分に遵守するよう心がけねばならない。なお、監視員及び学校教職員の指示に従わい場合や利用者心得を守らなかった場合は、利用を禁止する。

（１）利用時は、必ず登録証（個人利用カード）を監視員に提示し、プール利用者名簿の記入を行うものとする。
（２）利用許可を受けた施設以外は、立ち入らないこと。
　監視員以外の機械室への入室は禁止とする。
（３）プール施設内においては、常に整理整頓に留意し、丁寧に利用すること。利用後は、監視員の点検をうけること。
（４）施設設備・用具等の使用に際しては、説明書にある場合にはそれに従い、それ以外の場合、監視員及び学校教職員の指示に従う。もしも、損傷した場合は必ず監視員に報告し、その指示を受けること
　また、備品･用具の他への持ち出しは原則として禁止する。特に必要な場合は校長へ許可願いを提出し、承認を得て行うものとする。
（５）各自の持ち物（衣服、履物等）や貴重品については、各自で管理すること
（６）準備運動などを十分に行い、負傷などの事故が起こらないよう注意すること
（７）事故が起きた場合は、監視員に速やかに連絡すること
（８）飛び込みは、いかなる場合も禁止する
（９）プール内では全員水泳帽をかぶること
　Ｔシャツの着用及び日焼け止めクリームの使用での入水は認めない。
(10)　プールにおいては、原則としてハダシとする。地面に水をまき、やけど等をしないように留意する。
(11) プール施設内では、原則として水分補給のための飲料以外は、原則として禁止とする。特に必要のある場合は、監視員の指示に従うこと。校内での飲酒、喫煙は厳禁とする。
(12) 指定された場所以外には、自動車・バイク・自転車等を乗り入れ又は駐車しないこと
(13)　プールにおける、火気の使用を禁止する。特に必要のある場合は、事前に校長の許可を受け、監視員の指示に従うこと。
(14)　利用許可申請書を他人に譲渡又は転貸しないこと。
(15) 本校の電話の利用及び呼び出しは、原則として行わないこと。
(16) ゴミは、必ず持ち帰ること。
(17) プール使用にあたっては、危険防止に十分配慮するとともに、事故防止に留意しなければならない。
(18) その他監視員の指示には、速やかに従うこと。

監視員は、次の各号の一つに該当する場合には、プールの利用を中止または禁止するものとする。

（１）次の場合は、水泳を禁止する。

① 気温が 25 度未満の時。

② 水温が 22 度未満の時。

③ 残留塩素濃度が０．４～１．０ppm 以外の時。

④ 光化学スモッグ警報･注意報の発令の時。（ただし、注意報の場合は、監視員が児童生徒の状況を判断し、その指示に従う。）

⑤ プール内に排便、嘔吐があった時。

⑥ 雷鳴が聞こえ始めた時。

⑦ 伝染病発生の時。

⑧ その他不適と認められる時。

（２）次の者は、原則として水泳を禁止する。

① 心臓病、腎臓病等で医師から水泳（水遊び）を禁止されている者。

② 呼吸器系疾患の者（気管支炎、肋膜炎、肺結核性疾患など。但し喘息は除く）

③ その他急性中耳炎、急性外耳炎の者。

④ 病気直後、手術直後の者。

⑤ 過去に意識障害を起こした者

⑥ その他、プールを介して他人に感染させる恐れのある疾病にり患している者。
※上記に関しては医師の診断の結果、条件付で許可された者はその指示に従い水泳（水遊び）を実施するものとする。

⑦ 酒気を帯びている者。

⑧ 他人の迷惑となる行為を行う、危険な行為をする恐れのある者。

⑨ 監視員の指示に従わないもの。

その他遵守事項

・ 入水前には、用便をすませ、鼻などをかみ、衛生には十分配慮する。
・ 準備体操を十分に行う。
・ スロープ等を使い徐々に入水し、いきなり飛び込むことのないように注意する。
・ 水着・水泳帽は必ず着用させる。
・ 耳垢をよくとり、手足の爪を切り、水泳前日には入浴をすすめる。
・ ヘアーピン・ピアス、ネックレス、時計等の金属類、破損しやすく危険なものを持ち込まない。
・ 食後３０分以上経過した後入水する。
・ 監視員の指示に従う。
・ 水泳中にはふざけた行動をとらない。
・ 危険の際は、慌てず大声で指導者に知らせる。
・ 身体に異常を感じた時は、速やかに指導者に知らせる。
・ 機械･器具は指導者以外手を触れない。
・ 痰・唾・鼻汁等はプール内にださない。
・ ガラス製の水中メガネ等の用品は使用しない。
・ 中間柵を乗り越えたり、プールサイドを走ったりしない。
・ 使用した備品・用具等はもとの場所に戻し、整理整頓を心がける。
・ 入水後、洗顔・うがい･シャワーを行なう。